

1. 開会日時・場所

日時 令和4年4月25日(金) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 17名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	—
13番	河村 博	14番	—	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

12番 久留本 忠美 14番 花山 哲男

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	為清 敏治	21番	—	22番	宮崎 幸男
23番	山本 明雄	24番	兼光 一美	25番	—
26番	岡本 恒明	27番	宮岡 恒輔	28番	岡田 利文
29番	佐々木 豊彦	30番	—	31番	—
32番	助政 春三	33番	戸野 勉	34番	高下 義彦
35番	廉 賢治	36番	宮本 洋子	37番	—
38番	向井 浩司				

欠席委員

21番 池原 幸伸 25番 平岡 順二 30番 吉国 幹夫
 31番 大崎 恒生 37番 松廣 真治

3. 議事録署名人

7番 橋本 宏明 15番 今田 正道

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任主事 檀上 周
 農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 第27号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
 第28号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 第29号議案 非農地証明申請について
 第30号議案 農用地利用集積計画について
 第31号議案 農用地利用配分計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
3. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

－議長開会挨拶－

議長 本日の出席委員は 19 名中、17 名で定足数に達しておりますので、第 4 回総会は成立しております。

なお、「12 番 久留本委員」、「14 番 花山委員」から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に、7 番 橋本委員、15 番 今田委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第 1 を第 25 号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第 6 第 30 号議案から日程第 7 第 31 号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第 6 第 30 号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。

第 30 議案に係る資料 30 の第 1 番から第 25 番について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 13 ページをご覧ください。第 30 号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を定めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 4 筆、面積 14,110 ㎡

〇〇地域から件数 8 件、筆数 21 筆、面積 36,846 ㎡が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 30 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農用地利用集積計画の第 1 番から第 25 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第 7 第 31 号議案を上程します。

「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。

第 31 号議案に係る資料 31 の第 1 番から第 25 番について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 14 ページをご覧ください。第 31 号議案 農用地利用配分計画について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 4 筆、面積 14,110 ㎡

〇〇地域から件数 2 件，筆数 21 筆，面積 36,846 m²について意見を求めます。
利用権を設定する農地については，資料 31 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第 1 番から第 25 番は，原案のとおり承認することについて，賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり承認されました。
ここで，農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に，日程第 1 第 25 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について，第 34 件から第 45 件を審議します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 25 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

第 34 件は，〇〇から，中之町 8 丁目の〇〇が，中之町 5 丁目〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 465 m²を宅地とともに譲り受け，新規就農するものです。当該案件は，第 3 回定例総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。

第 35 件は，農事組合法人〇〇から，〇〇が，沼田東町本市〇〇 地目：田 2,991 m²の上空部分について，営農型太陽光発電施設を設置するため，区分地上権を設定するものです。

第 36 件と第 37 件は関連事業のため，あわせて説明します。

第 36 件は，〇〇から，沼田東町納所〇〇 地目：田 1,992 m²の上空部分について，第 37 件は，〇〇・〇〇から，沼田東町納所〇〇 地目：田 1,206 m²の上空部分について，それぞれ，株式会社〇〇が営農型太陽光発電施設を設置するため，区分地上権を設定するものです。区分地上権の設定期間は，3 件とも許可後 10 年間です。

第 38 件は，〇〇から，小泉町の〇〇が，小泉町〇〇 ほか 3 筆 地目：田 合計 2,081 m²を，居住地から近く，規模拡大のため譲り受けるものです。

第 39 件は，〇〇から，本郷北 3 丁目の〇〇が，本郷北 4 丁目〇〇 ほか 2 筆 地目：畑 合計 179 m²を，宅地とともに農地を譲り受けるものです。当該案件は第 3 回定例総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。

第 40 件は，〇〇から，本郷町上北方の〇〇が，本郷町上北方〇〇 地目：田 1,909 m²を，農業経営拡大のため譲り受けるものです。

第 41 件は，〇〇から，大和町福田の〇〇が，大和町下徳良〇〇 ほか 4 筆 地目：田 合計 6,074 m²を居住地から近く，農業経営拡大のため譲り受けるものです。

第 42 件は，〇〇から，廿日市市大野の〇〇が，大和町大草〇〇 ほか 7 筆 地目：田 6 筆 畑：2 筆 合計 6,247 m²を，以前から新規就農を希望しており，住宅とともに譲り受けるものです。

第 43 件は，〇〇から，広島市安佐北区口田 1 丁目の〇〇が，大和町和木〇〇 ほか 3 筆 地目：田 2 筆 畑 2 筆 合計 1,418 m²を，以前から新規就農を希望しており，住宅とともに譲り受けるものです。

第 44 件は，〇〇から，大和町大具の〇〇が，大和町大具〇〇 地目：畑 252 m²を，居住地から近く，規模拡大のため譲り受けるものです。

第 45 件は，〇〇から，沼田東町末広の〇〇が，大和町上草井〇〇 ほか 3 筆 地目：田 3 筆 畑 1 筆 合計 3,895 m²を，以前から就農を希望しており，譲り受けて耕作するものです。

以上，申請案件は，全て農地法第 3 条の許可要件を満たしております。
農地法第 3 条による許可申請の説明は以上です。

- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16 番 第 34 件, 4 月 22 日に 20 番推進委員と現地を確認しました。事務局の提案どおり特に問題ないと思います。
- 2 番 第 35・36・37 件は担当区域なので, 続けて報告します。
第 35 件, 場所は〇〇の裏側にあたります。事務局の報告どおりで特に問題ないと思います。
第 36・37 件は, 場所は〇〇のところから〇〇川をはさんだ南側の土手下です。事務局の報告どおりで特に問題ありません。
- 15 番 第 38 件, 4 月 20 日に 23 番推進委員と〇〇さん立ち合いのもと現地を確認しました。高齢で耕作困難となり, 耕作地と自宅が隣接した〇〇さんに譲渡して, 耕作の規模拡大をはかるために譲渡するというので, 許可要件を満たしており特段問題ありません。
- 17 番 第 39 件・第 40 件が私の案件なので, 続けて説明いたします。
第 39 件, 3 月の総会の別段面積特例区域設定の関係で, 3 月 21 日に 27 番推進委員と〇〇司法書士と 3 人で現地確認を行っております。事務局の説明どおり問題ありません。
第 40 件, 4 月 22 日に 27 番推進委員と譲渡人の〇〇と 3 名で現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。
- 6 番 第 41 件, 4 月 19 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。譲受人の〇〇さんは経営拡大を考えておられますので, 事務局の説明どおり問題ありません。
- 18 番 第 42 件, 4 月 21 日に 36 番推進委員と現地確認いたしました。まだ入居はされておられません, 営農計画書も提出されているということで, 事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 9 番 第 43 件, 4 月 22 日に 37 番推進委員と現地確認を行いました。説明どおりで問題ないと思います。
- 38 番 第 44 件・45 件が担当区域なのでまとめて発表します。
どちらも, 4 月 24 日に 5 番委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請, 第 34 件から第 45 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 2 第 26 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について, 第 8 件から第 9 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 6 ページをお開きください。第 26 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。
第 8 件は, 〇〇が, 沼田東町末光〇〇 地目: 畑 122 m²について, 墓地に転用するもので, 内容は墓石, 法名碑等です。
第 9 件は, 〇〇が, 久井町坂井原〇〇 地目: 畑 451 m²の内 20 m²について, 墓地に転用するもので, 内容は墓石 1 基, 法名碑 1 基, 五輪塔 1 基です。

第8件・第9件は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 第8件、4月23日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は幸崎へ抜ける道の〇〇の東側にあたる山の中腹です。申請者の〇〇さんの自宅の横に墓を設けるといふことで、特に問題ないと思います。農地区分は第2種です。

13番 第9件、4月20日に30番推進委員・32番推進委員と現地調査に行つてまいりました。申請地は家の裏で、別段問題ないと思います。事務局の報告どおり許可をお願いしたいと思います。農地区分は第2種です。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第8件から第9件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よつて、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第3 第27号議案を上程します。
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第7件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをお開きください。第27号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第7件は、本郷町本郷〇〇 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇について、当初、株式会社〇〇が平成28年7月26日付けで農地法第5条許可を受け建築した住宅を、この度、〇〇と〇〇が購入することとなりましたが、区画整理事業施行中により地目変更が行えないため、事業計画を変更し、所有権を移転するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第28号議案 農地法第5条の規定による許可申請第48件において審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
転用許可後の事業計画変更承認申請、第7件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よつて、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第4 第28号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第38件から第55件を審議します。
事務局の説明を求めます。

議案書 8 ページをお開きください。

第 28 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。

第 38 件は、〇〇から〇〇が、小坂町〇〇 地目：畑 183 ㎡について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は自動車整備工場 1 棟です。

第 39 件は、農事組合法人〇〇から〇〇が、沼田東町本市〇〇 地目：田 2,991 ㎡の内 0.42 ㎡について、使用貸借権を設定し、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備として 10 年間の一時転用を行うもので、内容は支柱 90 本、発電用ポール 1 本、太陽光パネル 273 枚、発電量 49.5kw 規模です。

許可基準は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第 40 件は、〇〇から〇〇株式会社が、沼田東町納所〇〇 ほか 1 筆 地目：田 1,633 ㎡ 地目：畑 95 ㎡ 合計 1,728 ㎡について、所有権の移転を受け、宅地及び道路に転用するもので、内容は住宅 7 棟、駐車場 21 区画、道路です。

第 41 件と第 42 件は関連案件のため、合わせて説明します。

第 41 件は、〇〇から沼田東町納所〇〇 地目：田 1,992 ㎡の内 0.2 ㎡について、第 42 件は、〇〇と〇〇から沼田東町納所〇〇 地目：田 1,206 ㎡の内 0.21 ㎡について、株式会社〇〇が使用貸借権を設定し、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備として 10 年間の一時転用を行うもので、内容は支柱 89 本、発電用ポール 1 本、太陽光パネル 284 枚、発電量 49.5kw 規模です。

許可基準は、いずれも、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第 43 件は、〇〇から有限会社〇〇が、沼田東町兩名〇〇 ほか 7 筆 地目：田 3,784 ㎡ 地目：畑 62 ㎡ 合計 3,846 ㎡について、所有権の移転を受け、資材置場及び駐車場、進入路に転用するもので、内容は鉄骨柱等 300 t、駐車場 7 区画、進入路です。

第 44 件は、〇〇から〇〇が、沼田東町兩名〇〇 地目：畑 671 ㎡について、所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は整備車両 20 台分です。

第 45 件は、〇〇から〇〇が、沼田西町惣定〇〇 地目：畑 142 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 64 枚、1 棟、発電量 9.9kw 規模です。

第 46 件は、〇〇から〇〇が、沼田西町惣定〇〇 地目：畑 231 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 64 枚、1 棟、発電量 9.9kw 規模です。

第 47 件は、〇〇から合同会社〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：畑 85 ㎡について、宅地に転用するもので、内容は駐車場 3 区画です。

第 48 件は、先ほど 27 号議案で審議いただいた事業計画変更の案件です。

株式会社〇〇から〇〇と〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 246 ㎡ 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 165.31 ㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅 1 棟、駐車場 2 区画です。

許可基準は、「農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第 49 件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか 3 筆 地目：田 合計 3,856 ㎡について、所有権の移転を受け、資材置場及び駐車場に転用するもので、内容はバリケード 200 組、排水管等 80 本、真砂土 300 ㎡、駐車場 3 区画です。

第 50 件は、〇〇・〇〇・〇〇から〇〇株式会社・〇〇支社が、本郷町船木〇〇 地目：田 98 ㎡の内 80.89 ㎡について、賃借権を設定し、作業用ヤードとして 10 ヶ月間の一時転用を行うもので、内容は〇〇送電設備の除去工事に係る作業用ヤードです。

第 51 件は、〇〇から〇〇株式会社・〇〇支社が、本郷町船木〇〇 地目：田 3,355 ㎡の内 72.17 ㎡について、賃借権を設定し、通路として 3 ヶ月間の一時転用を行うもので、内容は〇〇送電設備の除去工事に係る通路です。

第 52 件は、〇〇から〇〇株式会社・〇〇支社が、本郷町船木〇〇 地目：田 2,389 ㎡の内 655.08 ㎡について、賃借権を設定し、作業用ヤードとして 10 ヶ月間の一時転用を行うもので、内容は〇〇送電設備の除去工事に係る作業用ヤードです。

第 50 件・第 51 件・第 52 件の許可基準は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第 53 件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町下津〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,573 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 144 枚、12 棟、発電量 44.55kw 規模です。

第 54 件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町和木〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 2,628 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設 2 施設に転用するもので、内容は 2 施設とも太陽光パネル 156 枚、5 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 55 件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町和木〇〇 ほか 3 筆 地目：田 合計 2,546 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設 2 施設に転用するもので、内容は 2 施設とも太陽光パネル 156 枚、5 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 39 件・第 41 件・第 42 件・第 48 件・第 50 件・第 51 件・第 52 件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 5 条許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

19 番 第 38 件、4 月 22 日に 22 番推進委員と譲受人の〇〇さん立ち合いで現場を確認しました。すでに基礎工事が完了した状態で、なおかつ廃油対策としてグリストラップの設置等、十分排水対策されてますので事務局の説明どおり問題なからうかと思えます。農地区分は第 2 種です。

2 番 第 39 件、4 月 23 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は沼田東にある〇〇の北側にあたります。周りの農地の持ち主に一応確認しましたが、問題ないということなので、私も問題ないと思えます。農地区分は第 1 種です。

第 40 件は、〇〇橋から 500m ほど行った土手下にあります。周りは畑が点在しているんですが、特に問題ないと思えます。農地区分は第 2 種です。

第 41 件・42 件は隣り合わせなので、あわせて報告します。

これは本郷との間にある〇〇川の土手下にあります。4 月 23 日に 24 番推進委員と周りの農地の持ち主に確認しましたら問題ないということなので、よろしくお願ひします。農地区分は第 1 種になります。

第 43 件、同じく 4 月 23 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は沼田東にある〇〇さんの北側にあたります。周りに農地はありませんので支障はないと思えます。農地区分は第 2 種です。

第 44 件、これも 4 月 23 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は山と住宅に囲まれた場所で、他に農地もありませんし支障はないと思えます。農地区分は第 2 種です。

15 番 第 45 件、4 月 20 日に 23 番推進委員と関係者立ち合いのもと現地を確認しました。申請地は〇〇より南に約 4.6 k m のところに位置しています。住宅と山林に囲まれた畑に太陽光発電を設置するもので、事務局の説明どおりです。農地区分は第 2 種です。

第 46 件も同じ案件で、45 件の畑に隣接する畑で、同じく太陽光発電の設置を計画されているもので、周辺に支障はないと思えます。農地区分は第 2 種です。

19 番 第 47 件、4 月 22 日に 22 番推進委員と〇〇行政書士立ち合いのもと、現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思えます。農地区分は第 2 種です。

17 番 第 48 件は平成 28 年第 7 回定例総会で議案として申請地の確認を行っております。既に区画整理事業で宅地造成された土地であり、事務局の説明のとおり特に問題ありませんでした。農地区分は第 3 種です。

7 番 第 49 件から 52 件まで担当案件のため、続けて報告させていただきます。4 件とも 4 月 19 日に 28 番推進委員と現地を確認しました。

第 49 件、申請地は〇〇より北西約 3 k m の〇〇沿いにあり、特に問題ないと思えます。農地区分は 2 種農地です。

第 50 件、申請地は〇〇より北西約 4.1 k m、〇〇沿いの南側に位置します。鉄塔の送電設備を撤去するためのもので、特に問題ないと思えます。農地区分は 2 種農地です。

第 51 件、申請地は〇〇より北西約 4 k m、〇〇沿いの北側に位置します。これも鉄塔の送

電設備を撤去するためのもので、特に問題ないと思います。農地区分は1種農地です。

第52件、申請地は〇〇より北西約2.5km、〇〇川沿いに位置します。これも鉄塔の送電設備を撤去するにあたっての一時転用ですので、特に問題ないと思います。農地区分は1種農地です。

13番 第53件、4月20日に30番推進委員・32番推進委員と現地調査に行きました。事務局の報告どおり問題ないと思います。農地区分は第二種です。

9番 第54件・55件と私の案件ですので続けて報告します。
いずれも太陽光発電関係で問題ないと思います。ただし54件については、すぐ南側に住宅がありますので、反射熱対策をよろしくお願いします。それ以外には問題ないと思います。農地区分は第2種です。
55件も問題ないと思います。第2種です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第38件から第55件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第39件、第41件から第43件、第49件から第52件については、農地法第5条第3項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第5 第29号議案を上程します。
非農地証明申請について、第9件から第13件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。第29号議案 非農地証明申請について説明します。
第9件は、〇〇から、糸崎5丁目〇〇 地目：畑 171㎡について、昭和37年に住宅を建築して以降、宅地として利用しており、現況地目：宅地として申請されています。
第10件は、〇〇から、貝野町〇〇 地目：畑 23㎡について、昭和13年に墳墓を建立して以降、墓地として利用しており、現況地目：墓地として申請されています。
第11件は、〇〇から、沼田東町末光〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計412㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
第12件は、〇〇から、本郷町船木〇〇 地目：田 1,623㎡について、平成4年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第13件は、〇〇から、大和町大草〇〇 地目：田 413㎡について、平成10年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第9件、第10件は、「人為的な潰廃で20年以上経過しているもの」に該当します。
第11件、第12件は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
第13件は、「良好な営農条件を備えている農地で、自然潰廃であることが明らかな場合」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

- 16 番 第9件, 4月21日に20番推進委員と現地を確認しました。もう農地としての復旧は無理だと思えます。農地区分は第3種です。
- 事務局 第10件, 事務局でも現地を確認いたしました。墓地の建立年月日を見ても「昭和13年6月建立」とされており, 何ら問題ないと思えます。農地区分は第2種農地です。
- 2 番 第11件, 4月23日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は山の斜面で, 現在は切り株が残っていてすっきりしていますが, 農地には無理だと思えます。農地区分は第2種です。
- 7 番 第12件, 4月19日に28番推進委員と現地を確認しました。現状は耕作放棄地で, 竹や雑木が繁っており, 耕作困難だと思われまます。農地区分は2種農地です。
- 18 番 第13件, 4月22日に36番推進委員と現地を確認いたしました。農地への復元は困難だと考えまます。第1種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めまます。これより採決に入ります。
非農地証明申請, 第9件から第13件の本案は, 原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上, 「審議事項」を終了し, 続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めまます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 6件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 3件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 2件
○事業計画変更届出受理 1件
○農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件
○取下願 1件
○登記官等からの農地転用事実に関する照会 2件
○非農地判断 766筆
- 2 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- 3 その他
○今後の日程
令和4年第5回定例総会 5月25日(水)14時
- 議 長 その他, 何かありませんか。
無いようなので, これをもちまして総会を終了しまます。
ご苦労さまでした。